

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時50分)

引き続き、一般質問を行います。受付番号第9号 小澤啓司君の一般質問を許します。登壇願います。

8 番 小 澤 最後の一般質問になりますので、もうしばらく御辛抱をいただきたいと思えます。

第9号、質問議員8番 小澤啓司。件名、国民健康保険事業の都道府県化を問う。

2013年に「社会保障制度改革推進法」が成立し、国民健康保険事業も2018年度から都道府県化が決まっている。行政や町民への影響が大きいと思われるので、このことについて質問します。

(1) 都道府県化が施行されると、次の事項はどのようなになるのか。

①運営主体や財政責任はどこになり、保険料や医療給付費はどのようなになるか。

②町民への説明は、いつごろ予定されているか。

(2) 都道府県化により医療給付費の抑制強化が予測され、県が薦めている未病対策や健康寿命の延伸が重要な課題になってまいります。現在行われている各種健康体操を発展的に拡充し、健康保持増進を図るためにも、旧松田土木事務所跡地の施設を活用できないのか。

よろしく申し上げます。

町 長 それでは、小澤議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、最近の松田町の国保運営の状況から御説明をさせていただきます。松田町の町民の約3割弱の方々が国保加入者でございまして、その半分以上が60歳以上という状況でございます。これは、60歳未満の方の多くが会社等の保険に加入していますが、定年退職後に社会保険から国民健康保険へ切りかえをされております。加入者は、高齢化の進展に伴い年金受給者を主とする無職者の割合が増加するとともに、60歳未満では被用者保険に加入できない失業者、非正規雇用者、長期療養者などの方々が加入しておられます。歳入では、人口減に伴い加入者が減り、さらに景気の低迷により所得が減少し、国保税にも影響し、国保税が伸びない状況になっております。

これに対し、歳出では高齢化や医療技術の進歩等に伴い医療費は増加しつつあり、一般会計からの法定外繰入によって収支のバランスを保っているのが現状で、財政運営は、ある程度の繰越金が出るものの厳しい状況には変わりはありません。

こうした中、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保するため、平成24年度に国保税の税率の改定を行いました。また、将来の医療費を減らす目的といたしまして、生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導事業を行い、病気の早期発見・早期治療に取り組んでいるところでもございます。

そういった状況の中で、国では、社会保障制度改革の一環で「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」を平成27年5月に成立させ、平成30年度から都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国保運営を担うこととなっております。つまり、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなりました。

その概要を申し上げますと、町が一定の保険税相当額を県に納めることにより、県は責任を持って市町村に保険給付費を支払うこととなります。町といたしましては、県に納税する納付金相当額を国民健康保険税をもって確保しなければなりません。たとえ保険給付費が高額になったとしても、県が責任を持って確実にその財源を市町村に支給していただけるということで、小規模な市町村にとっては大変メリットがあるものと思っております。都道府県に移管されることにより、小規模な保険者にとっては運営の安定化が図られ、今後も国保のサービスが継続できるとともに、県が新たに設ける財政安定化基金を活用することで、一般会計からの法定外繰入金必要性が解消されることと、毎年の医療費の変動による財政への影響の緩和が図れることと、全国統一の標準システムを導入することにより、市町村の事務遂行の効率化・コスト削減が図れることとなります。

現在、県と市町村で、国保運営に当たっての役割ごとのあり方について「国保制度改革県・市町村の準備会議」と称した会議の中で議論をしているところでございます。そんな中で、市町村として一番気になりますのが、県にどのく

らの納付金を納めるかでございます。その額によっては、現在の保険税率を見直さなければならないことも予測されます。それぞれの市町村ごとの保険税の算出方法や率が違い、年齢層と医療水準、収納率などもさまざまでございます。そういった状況の中で、納付金と標準保険料率を算定すべく作業をしているところでありまして、医療水準や所得水準、収納率、世帯数、加入者数など、さまざまな要素を加味して算出されることとなります。この秋には、納付金と標準保険料率の算定方針や算定係数が出されますので、その結果をもって町の国保運営協議会や議会の皆様方の御意見を聞かせていただき、町としての方向性を出したいと考えております。また、県へ移管するための業務の見直しによる税制改正につきましては、平成29年度中に行うこととなっております。

次に、「町民への説明は、いつごろ予定されているか」の御質問にお答えをさせていただきます。先ほど説明をさせていただきましたが、制度上では、都道府県の役割、市町村の役割は決まっているものの、納付金がどのくらいになるのか、支払方法はどうなるのかなどなど、具体的なものについてはほとんど決まっておりません。被保険者にとっては、保険税は町が決定し町に納めること、高額医療費などの支給についても町が決定し町がお支払いをするということで、被保険者としての手続的なものは今とは変わらないこととなります。

8月に行われました県の説明では、県による運営方針の決定が平成29年9月になっていることから、市町村からは条例改正や予算、議会の対応があるのでスケジュールにおくれが出ないように、また、市町村間で住民説明に相違が出ないようQ&Aを作成することを求めたと担当から聞いております。よって、現時点では、住民に対しての具体的な説明をする情報はございませんが、県のスケジュールからいたしますと来年の4月以降には何らかの方法で説明ができると考えておりますので、県・市町村と足並みをそろえた中で速やかに広報活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

それでは、2つ目の御質問についてお答えをさせていただきます。議員のおっしゃるとおりに、国民健康保険事業の都道府県化に当たり、県が各市町村に医療費の抑制強化を求めてくることは当然のように予測されます。そこで、医療費の抑制効果が期待される事業といたしましては、生活習慣病予防のための

特定健診や特定保健指導並びに、がん検診による、がんの早期発見と早期治療がごございます。まずは、病気にならないようにふだんから予防に取り組むことが第一であり、次に、病気になった場合の早期発見・早期治療が大切でございます。同じ病気になっても早く発見し、治療すれば医療費は安く済み、治らない病気であったにしても、早期に治療を開始することで、重篤化することを防ぐことも医療費の抑制につながります。

そんな中の予防のために県が進めている未病対策があり、当町では、国の地方創生交付金を活用し、健康福祉センターの2階に血圧計や体組成計、骨密度測定装置などによる「未病の見える化コーナー」を設置し、必要に応じて看護師等によるアドバイスを受けられるようにするとともに、年に数回、測定会等のイベントを開催し、未病の改善、健康増進について啓発を行ってまいります。町民の方々にふだんから健康について意識をしていただき、自分の目で数値を見ることにより、健康状態が確認できる環境づくりを進めてまいります。がん検診におきましては、病気の早期発見・早期治療につながるよう、また、特定健康診査におきましては、生活習慣病の予防が図られるよう、それぞれ検診等の重要性・必要性を周知して受診率の向上を図るとともに、特定健康診査受診後の保健指導を行い、生活習慣や食習慣を改善することで、生活習慣病の発症や重症化、合併症の予防につなげることにより医療費の抑制を進めてまいります。

現在、町が取り組んでおります具体策といたしましては議員のおっしゃるとおり、各種健康体操を行っております。介護予防といたしましては火曜体操会やひざ痛・腰痛の予防のための筋トレ教室、健康増進事業といたしまして生活習慣病予防教室等の事業を行っております。火曜体操会と筋トレ教室は町民文化センターの展示ホールで実施しており、1回平均の参加者は、火曜体操が約50名、筋トレ教室が約10名でございます。生活習慣病予防教室は、健康福祉センター等で実施し、参加者は約30名でございます。その中には、筋トレ教室のように、教室のOBを中心に自主的にグループをつくり、町民文化センターや地域集会施設等で筋トレを続けている方々もいらっしゃいます。今後、このようなグループがふえて、町の事業が発展的に町民の皆様に広がり、健康を維持

していただけることが医療費の削減にもつながると考えております。

また、新たに、平成28年3月に「まつだ健康体操」を作成いたしました。この体操は、童謡「ふじの山」の曲に合わせて行うもので、かながわ健康財団の健康運動指導士の監修のもと、松田町健康づくり普及員がつくり上げたもので、3月の広報でも紹介させていただきました。現在では、定例ウォーキングや生活習慣病予防教室、火曜体操の場で実施されており、10月10日に開催される「第10回スポレク祭」では、全体の準備運動として実施する予定ともなっております。この体操が町民に広がれば、さらに健康維持につながるものとも考えております。

このように、さまざまな運動教室や健康体操を実施する会場といたしましては、町民文化センターや健康福祉センター、地域集会施設、公園、運動場など、既存の施設を利用して実施しておるところでございますが、今後、参加者がふえ、会場が手狭になるようであれば、町民がより参加しやすい地元の地域集会施設や公園などを利用し、既存の施設での実施を考えているところでもございますが、議員から御提案をいただいた旧松田土木事務所跡地の施設の利用につきましては、健康増進のための施設として利用するのかを含め、町民の皆様方から広く御意見をいただきながら、有効な利活用をしてみたいというふうにも考えてもおります。御提案、まことにありがとうございます。以上です。

8 番 小 澤 説明ありがとうございました。私も社会保障とか社会福祉が非常に不得手な部分で全くの素人でして、私の隣にいる利根川先生あたりがですね、ベテランですから、私が質問するのちょっと場違いかなという気もしますけれども。

ただ、最近のね、ここ2～3年のそういった社会保障関係の国の動きを見ると、どうも社会保障・社会福祉というものが、そういった制度が骨抜きにされているんじゃないのか、そういう懸念が出てまいりまして、そこへこの国保の都道府県化。最初は、県に移れば、保険税がこういった町村部は安くなるのかな、非常にいいことだなと単純に考えておりましたけれども、これ調べてみるとそうじゃない。逆に、保険税の値上げにつながってくるのかなという気持ちがあります。前回の一般質問の中でもですね、ちょっとこの都道府県化について伺ったところ、町民課長のほうから、保険税の削減につながると、

こういうような説明があったんですけれども、どうもその辺がおかしい。実際、国保に関しますと、保険税の賦課限度額が段階的に引き上げになったり、あるいは70歳以上の窓口負担の引き上げだとか、高額療養費の支給基準を見直していこうとかね、あるいは医療費の、病院の供給体制につきましても外来診療を見直していこうとか、あるいはベッド数の削減をしていこう、入院期間の短縮をやっっていこう、医師の養成数を抑制していこう、こういった医療供給体制の抑制策が打ち出されていたり、また、新しいところでは、今度の介護保険の改正で要支援の1級2級は介護保険から町の事業に移しましょう。要介護1とか2の人は、特別養護老人ホームへ入るには要介護3以上でないと入れませんよとかね、非常に厳しい状況になってきている。また、後期高齢者医療、後期高齢者支援金についても、ここで全面報酬制をとっっていこうとか、また、生活保護基準の段階的な見直しをしていこうとか、社会保障制度、あるいは社会保険につきましても、何かこう、引き下げのムードになっている。これは、背景には国の膨大な国家債務を抱えている中で、しかも景気低迷の中で税収が上がってこない。さらに、2025年度問題ということで、団塊の世代が75歳以上に到達する。要するに、医療費がこれから急激に上がっていくおそれがあるということで、この医療費をとにかく抑制していこうというのが今、一連の流れではないのかなと。この都道府県化も、まさにそのものであろうと思っているんですけれども、これは先ほど町長の説明の中で、医療給付費の削減ですよという言葉も使われていますんでね、そのとおりであろうと思っています。

そういう中で、今回の都道府県化が決まった。国の社会保障費による、国の財政負担の増加をいかに抑えていくのか。そういう中で、ふえ続けるこの保険給付費を何としても抑制したい、この波が一気に国の財政に影響を与えるようでは困るから、とりあえず都道府県で防波堤をつくってもらおうと。それが今回の都道府県化ではないのかなと思っています。この中でね、国保関係で一つ大きな原則、応能負担の原則という言葉が打ち出されています。つまり、保険給付費は財源の範囲内にとどめるという一つの大原則が打ち出されているんですね。保険制度だから、収入と支出を、ここでバランスをとってしまう。そうしていかないと、国の持ち出しがどんどんふえていってしまうという、こういう

一つの大きな問題があって、したがって今回の都道府県化の中でも、先ほど町長、ちょこっと言いましたけれども、保険税がどうなるのか。上がるおそれが非常に大きいよと、こういうようなことを、心配があるんですけども、まずその辺について私が思っていることが違っているのかどうか、その辺は担当課長、どうですか。

参事兼町民課長　保険税の関係でございますけども、保険税相当額を県に納めるということになってございます。県に納める額については今、市町村と県で協議をしているところで、その出し方として、県が財政運営をしていくに当たって、これだけ必要な額ですよというのを算出して、それを各市町村に案分というか、配分するわけなんですけども、その中で所得水準とか収納率とか医療水準とかいろいろ係数をかけて、じゃあ松田町はこれだけだよという数字が出されることになってございます。その数字がどのぐらいになるかによって、町としても保険料の見直しというか、をしなければいけないなというふうに考えてはございますけども、ただ、必ずしも保険料値上げということではなくて、保険税相当額、県に納める保険納付金相当額に見合った保険料にするということで、必ずしも値上げということを前提としては考えてございません。県のほうとしても保険料について各市町村の財政状況を承知していることですので、無理なそういった保険料について、納付金については求めてこないというふうに私どもでは考えておりますし、国のほうでもこの激減緩和のために平成35年度まで特別財政安定化基金、特例基金というのを交付していただけるということになっておりますので、そういった意味では、そんなに極端に県のほうから大きな額を求められるということはないのかなという気がしております。以上です。

8 番 小 澤　今、いみじくも激減緩和措置を国が用意してますよということは、そういうおそれが非常にあるということですよ。この都道府県化というのは、今、市町村単位でやっているもの、今までの実績を、つまり保険税の額だとか、医療給付費の額だとか、それから赤字部分の法定外繰入金だとか、あるいは町によっては国保財調の取り崩し分だとか、そういったものをすべて県のほうに資料を出して、そして県が各市町から集まったデータをもとに、要するに県としての給付に見合う保険税の収納必要額、つまり納付金がどれだけ必要なのかとい

う判断をするわけですね。特に国保会計の場合は、全国でも半分ぐらいが赤字決算をしていて、法定外繰入金を入れている。つまり、こういうものも含めた中で、県全体としての給付費がどれだけ必要なのか。そこから、じゃあ松田町が納める給付費といいますかね、要するに各市町村が県に納める納付金が全体でどれぐらい必要なのか。その中から、松田町は総額これぐらいですよという額が出てくるわけですね。それは当然、その町の所得水準だとか、要するに医療費の水準だとか、あるいは収納率だとか、こういうようなものが絡んだ中で、松田町はこれだけの額を納めてくださいよというふうになってくる。その総額に基づいて町が、今度はいろんな国保の今までのシステムに乗じて率を出していくんだと思うんですけれども。

今ここで、県のほうがというか、国のほうですね、その目標収納率というものを規模別に出していますね。松田の場合には1万人以上5万人以内の自治体ですよということで、たしか92%とか93%とか言ってます。ところが、27年度の決算資料で見ますと、松田町の収納率というのは、たしか83.9%ぐらいだと思います。つまり、県が求めているのは、さらに8%収納率を上げてくださいよ、ということですね。これ、そうしていかないと松田町の納める納付金が、何ていうんですか、少なくなってしまう。これはやっぱり、総額は抑えられちゃっているんで、そこでさあどうするんだという話になってくると思うんですけど、そういうような理解でよろしいですか。

参事兼町民課長 収納率、今、言われた目標収納率というのは92%ということで出てございます。それで、町の収納率というのは、その83.幾つというのは、現年度、滞繰分、合わせての数字でございますので、県のほうのこの比較では現年分、26年度でいえば94.53となっておりますので、県でいう目標収納率よりも上回っているということになります。以上です。

8 番 小 澤 現年度対比で言ってる、松田の場合には94.5%ある。27年度、今の話、26年度ということで、27年度も大体同じぐらいは大丈夫だよということですか。

参事兼町民課長 たまたま今、26年度と比較したのは、県が収納目標とする表の中の資料を使いましたけども、27年度の収納率については95.21%ということで前年よりも上回ってきております。この5年間ぐらいずっと収納率というのは右肩上がり



に幸いにも上がってきている状況でございます。以上です。

8 番 小 澤 私に危惧しているところが一つ取れましたんで、ちょっとほっとはしているんですけども、松田町は医療費水準が高い。高いですね、この辺は。そうなってきましたと、医療費水準が高くて、しかも赤字決算をしている中で、その赤字部分も、その部分も保険税をふやさないよということになってくるんで、保険税が上がっていくのかなという心配があったんですけども。そうすると今、課長のお話のように保険税の見直しがあったとしても、あったとしてもですよ、それほどのアップになる可能性というのは、今現在は少ないというように見てよろしいですか。

参事兼町民課長 先ほど申しましたけども、県の納付金がどのくらいになるのかによってということをお話ししておりますけども、ここではっきりどのくらいアップするのか、現状のまま維持できるのかというのはちょっと、はっきりは明言はできないということでございます。

8 番 小 澤 平成30年の4月から都道府県化が始まりますよということですから、あと1年半ですね。当然もう私は、県のほうからいろんな資料が来て、町は町独自としてそれに対するシミュレーション、試算をされているのかなと思ったんですけども、先ほどの話ですと試算はこれからだというようなことですけども、もう28年度もあと半年。そうすると、そのシミュレーションをやった結果というのは、これはいつごろわかるんですか。

参事兼町民課長 8月に県と市町村との会議がございまして、そのときに納付金標準保険料率の算定に当たり、県で決定すべき算定方針及び係数についてということで、そこで基本的な取り決めがされました。それは数字ではなくて考え方としての取り決めでございますので、それで県はその考え方をもとに今後、この秋、秋といっても、もう秋なんですけども、その算定の作業に入っているということで、秋の後半ぐらいにはある程度、県のほうで数字が示されるものというふうに考えてございます。

8 番 小 澤 保険税のほうはそれぐらいにしておきますけれども。先ほど、都道府県化になることによって、運営主体は県ですよ、財政責任も県になりますよ、法定外繰入金も出す必要はなくなりますよ、こういう説明がされましたけども、そう

すると、例えば財政の問題で、県が、赤字が出た場合、これはその赤字部分については、市町村のほうには影響が出てこないというように見てよろしいんですか。

参事兼町民課長 基本的には、市町村のほうにその赤字分を求めるということは聞いてございません。県のほうでは、そういったための対応の基金を設けるということで聞いてございます。それで、仮に町が納付金を出て、剰余金が出た場合については翌年度の保険料で調整するというような形になってますので、たとえ県の部分が赤字になったからといって、それを、その赤字部分を市町村に求めることはございません。以上です。

8 番 小 澤 国のほうもですね、財政安定化基金として国保関係1,700億とかっていう数字が、聞いたこともありますけれども。ただ、県単位でやっていった中で赤字部分については国・県・市町村、3分の1ずつ負担しなさいよというような話もちょうと耳にしていますけれども、そういうことはじゃあ、ないということですね。

参事兼町民課長 今のところ聞いてございませんし、先ほど1,700億円という数字を言われましたけども、既に1,700億円、27年度で公費として各市町村に出しております。それをさらに29年度で、さらに1,700億円、合わせて3,400億円が公費投入ということで国のほうではそれを各市町村に配賦するというお聞きをしております。

8 番 小 澤 それから、これが都道府県化されることによって、松田町のメリット、これは事務量ですね、こういうものがどれぐらい軽減されていくんですか。それと、私は、都道府県化になるんだから、保険給付なんかは当然もう県が直接やってもいいんじゃないのかなと思ってますけれども、どうもその辺も今までどおり町でやれというようなことで、事務量がどれだけ軽減されるのか。その辺はどうですか。

参事兼町民課長 事務量については、特に現段階では、正直言って見えない部分がございます。それで、基本的には保険料の徴収と賦課については今までどおり。それと、高額医療の保険給付費、給付の事務についても今までどおりということで、地域住民との直接顔が見える関係というのは今までと変わってございません。ただ、

財政的な心配というか、それが少しは緩和されるのかなというふうに思っております。以上です。

8 番 小 澤 今のお話でね、事務量は今までとはそう変わらない。これは、ほかからも意見が出てますけれども、これ二重行政になるんじゃないかと。県は県でやって、本来なら、都道府県化になるんだから、そういった保険給付や何かは、もう県が自動的に、自動的にといいますか、県が直接払っていけばいいことじゃないのか。それまでも、町で今までと同じようにやれということは、その事務量の面からいっても何もメリットが出てこない。今、課長が言われましたように、そういった財政的な不安がちょっと取り除かれるのかなという部分。だけど、この保険税が、今までどおりでいくのか、高くなっていくのか、その辺もまだわからない。可能性としてはですね、やっぱり医療水準の高いこういう郡部はどうしても上がっていくのかなと。この辺で言いますと、やはり湯河原とか真鶴、あるいは、今は山北なんか一番戦々恐々としてやっていますね。どうなるんだろうと。今までよりも、もっと上がっちゃうんじゃないかと。やっぱり保険税の低いところ、この辺ですと開成町あたりは保険税低いんですけども、こういうところも、今までよりも場合によっては平準化に向けて少し上がってくるのかなというように、そういう心配をされているという声も聞きますけれどもね。やはりこの辺は慎重に検討していただいて、やはりもしそういった急激な変化があるようでしたら早目早目にですね、町民に対しての説明というものは必要になってくるのかなと思います。ぜひ、その辺はお願いをしたいと思います。

それから、もう一点。こういった都道府県化につきましては、国保の運営方針というものが国の運営協議会で決められて、そして県におりてくるわけですね。そうなってきますとね、今まであった町の国民健康保険特別会計、これに対する議会が審議をしたり、あるいは議決をするということはどうなる、なくなってくるんですか。

参事兼町民課長 特別会計自体は、そのまま住民から保険税をいただいて歳入がございまして。歳出のほうでは、県に納める納付金がございまして。それは今までと同じで、さらに保険給付費にあっても、町が直接住民に納めるというような会計になりますので、その会計がなくなるということはありません。以上です。

8 番 小 澤 だって国の、要するに納付金がね、県のほうから、松田町は総額幾らですよって、これが来ていて、そうすると、この額をいいとか悪いとかってというのは言えないんですよ。それで、その納付金をとるために、保険税をこうやって決めましたよって。もうその納付金総額がぼんと来てるんだから、それを集めるための保険税を各世帯に対して、こういう形でやりましたよと。そのやり方に対してはあるかもしれないけど、その納付金そのものに対して、いや、これ多すぎるから減らすとか、そういうような話はできないわけなんですよ。これは町もできない、そして、国の方針で来てるんだから、県も、じゃあそこをちょっと直しましょうということもなかなか難しいのかなと思うと、運営主体が県に行っちゃったんだから、そういう面では仕方ない部分もあるかもしれないけれども、しかし、業務は今までと全く同じにやれよというのはこれ、私おかしいと思う。こういうことに対してね、やはり当然もう県に対して、いろいろ市町村会だとか、あるいは知事会、市長会あたりからもそういう意見は出てると思うんですけども、やっぱりおかしいところはおかしいということで、県に対してどんどん言ってもらいたいと思うんですけども、それはやってるんですよ。どうなんですか。

参事兼町民課長 直接そういった意見は町村会のほう、またはそういったところで、そういった動きというか、県のほうには、市町村に財政負担が生じないようにということで働きかけはされてるとは思います。ただ、その保険料自体、先ほど国のほうの運営方針ということを申されておりましたけども、これは県のほうでも運営方針というのを出します。これは来年の9月までに、県の国保運営協議会というのを立ち上げて、その運営協議会の中で、県としての国保の運営方針が出されますので、必ずしも国からの押しつけというようなことではなくて、あくまでも県としての運営方針ということになるかと思えます。以上です。

8 番 小 澤 町民への影響が私、非常に心配な部分があったと質問しましたけれども、やっぱりそういう情報をですね、なるべく早いときに、これからシミュレーションをされるということですから、少なくとも施行される半年前には、町民の皆さんにね、こういう形になりますよというものは示していただきたい。もう時間的にそれほどの余裕はないですよ。これから多分、それに基づいて幾つか

のシミュレーションをやって、そして、じゃあこれで行こうといった中で、県との調整があったり、いろいろあって最終的に決まってくるのが、要するに来年の8月、9月までに決まっていなくて、それから町民に対して国保税こうなりますよということをやっていないといけないでしょう。ぜひ、そういったスケジュールでね、進めていっていただきたいと思います。

この都道府県化、要するに医療費などの抑制というものが一番の主眼になってきているわけですが、先ほど町長のほうから話もありましたけれども、やっぱりこれから健康寿命を伸ばしていく、あるいは県が進めている未病対策というものをですね、意識してやっていないと、町の施策として意識的にこの部分をやっていないとね、やはり医者にかかる回数を減らしたり、あるいは病気になっても軽くて済む、そういうためにもですね、意識的に私はやっていく必要があるかと思います。特にやっぱり高齢化の中で、体の弱い、あるいは今、転倒事故を起こすとどうしても寝たきりにつながるおそれがあるので、やっぱり今、町も健康体操やっていますけれども、今言ったように自発的にそこに参加した人たちが、OB・OGが、じゃあこれからも継続してやろうよというので今、文化センターもかなりそれでにぎわっているわけです。ただ、これを私はね、もっと発展的に町が主導した中でもっと進めようよ。あるいは場所の提供、もっと広いところ提供しようよ。あるいは今、筋トレだとか、あるいは火曜体操だとかヨガだとか太極拳だとかって、いろいろあるんで、そういったものが常時できるようなそういう場所の提供をしていく。あるいは、そういった指導者を養成していく。また、健康器具をそろえてやる。こういうような形でですね、町が意識的にそういう方向に町民を引っ張っていってほしいし、これは町がやれと言っているわけではないんです。町が方向性を示した中で、そして今、そういった民間企業の中で、こういったものを主にやっている企業がありますから、町は場所の提供をするだけで、運営はそういうところにやってもらえばいいわけですから。町の負担をできるだけ少なくしながら、そして民間企業の活力を使っていく。こういうような形でね、進めていってほしいと思うんですけれども、その辺は町のほうとしてやっていく気があるのか、今までどおりでいくのか。その辺をちょっと御答弁をお願いします。

子育て健康課長 町民全体の健康という形で、子育て健康課のほうから。

今現在、例えば筋トレ教室なんかのOBの方ですと、店屋場地域集会施設を利用したり、町屋地域集会施設を利用したりということで実施されているんですけども、地域集会施設自体は平均して月15日ぐらいの稼働率となっておりまして、なおかつその場合、例えば半日とか2時間とかという形でまだ空きがございますので、できればですね、そういう空いている地域集会施設を利用して広まっていくようなことを町としては考えているんですけども。例えば、どこかの施設を使って一般の企業の人にそういう健康教室みたいなのをやってもらうとかというのはちょっと、今のところは考えてございません。

8 番 小 澤 これからは私、それが必要じゃないのかなと思ってます。今、確かにそういった地域集会施設を使ったり、やっていますよ。いいことですよ。いいことです。それをやはり全町に広げていっていただきたいとは思っています。だけど、松田町として、やはりその健康寿命の延伸、元気で長生きする町としてね、そういうものをやはり、よそに対してアピールできる場ではないのかなと。だから、町がそういった政策として、そういうことを打ち出していてもいいんじゃないのということなんです。そうしていかないと、やっぱり医療費の抑制のために、これ非常に大事な部分になってきますね。確かに、生活習慣病だとか、治していこう、あるいはまた、そういった年配の方に、現役をやめたOBの方に社会参加への道を開いて、ボランティア活動として、今までやってきたことを生かしていこうというような、そういった生きがいの部分も確かに大事なんですけども、やはり今、一番心配しているのは、健康でいたい、長生きしていたい、あんまり医者にかかりたくない、こういうようなものをですね、私、この国保が都道府県化になるにつれて、もうはっきりと国・県のほうから医療費抑制策を出してきなさいよと言われてるんですから。これをやらないと、松田町の医療費が、これから上がっていくおそれがありますよね。医療費水準がもっと高くなっていく。山北町も今、それをうんと心配しているんです。そういう面も含めてですね、私は取り組んでいただきたいと思っておりますけれども。担当課長から話がありましたけども、やはり町を引っ張っていく町長・副町長、どちらかその辺に対する意気込みがありますか。

副 町 長 貴重な御意見ありがとうございます。やはり、これから御高齢の方もふえていく中で、やはり健康でお過ごししていただくというのは第一だと思います。先ほど、小澤議員からの御提案です、運営等はですね、民間にお任せと。その中で、一つは今考えると体協の協力ですとか、また今、まちづくりでも何でも、意外と大学とのですね、共同というんですかね、大学になると結構専門的なですね、活動をされている。そういうところの協力も得ながらですね、そういう健康を維持していくというのも一つの考えかなというふうに思っております。この辺は本当に町のです、政策の中でですね、動いていかないと、町民全体に広がっていかないとこの辺はですね、早速、町長等とですね、話しながら町としてですね、どう動いていくべきかというのは検討させていただいて、実施に向けてですね、検討させていただくこととお願いいたします。以上です。

8 番 小 澤 今ここで言ったから、さあどうするといつて、はい、こうしようというわけにはいかないんで。ただ、やはりこれから先に、やはりこういった高齢者の健康維持のために、今までのものでやっていくんじゃなくて意識的に、この松田町はこうなんですよということをおね、やっぱり対外的に打ち出していくことも必要なかなというように考えています。ぜひ、ひとつお願いしたいと思っております。

いずれにしても、今の国保、赤字が続いている国保が、これを改革していくということは、これはもう絶対避けて通れない部分だろうとは、私は思っています。そういう意味で公益化になることはいいことだと思っています。ただ、これがね、都道府県化することによって、行政にとって、町民にとって、どれだけのプラスが出てくるのか、この辺をしっかりと検証していただきたいと思っています。この行き詰まった国家財政を救済するために、このような改革が進められて、社会保障・社会福祉というものが骨抜きにされていくような改革であるならば、やはりちょっと、これおかしいぞということをおね、国に対して警鐘を鳴らしていく必要があるのかなというように思っています。ですから私は、やはりこのことに関して、町は県や国に対して、おかしいところほとんどん言っただけでいいです。そのことを切にお願いをして、私の一般質問

を終わります。よろしく申し上げます。

議

長 以上で、受付番号第9号 小澤啓司君の一般質問を終わります。

以上で、本日予定しました日程の全てが終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。あすは午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。

なお、この後、午後1時10分より主要工事箇所現地視察等を実施いたしますので、役場2階玄関前にお集まりください。御苦労さまでした。(11時43分)